

令和4年度 第1回 石川県宅地建物取引士法定講習会 実施要領

(公社)石川県宅地建物取引業協会

【講習会について】※ 必ずお読み下さい。

1. 座学での実施にあたり、新型コロナウイルス感染症対策として3密を回避する観点から、收容人員を削減し、定員制を設けさせていただきます。
2. 受講を希望される方は、受講日前2週間、感染拡大地域へのご移動、都道府県を跨ぐご移動はお控え下さい。
3. 受講日当日、咳や発熱等の症状のある方、体調の優れない方は、ご出席を見合わせて下さい。(受講料はご返金致します。)
4. 受講に際しては、マスク着用、手指消毒、受付時の検温にご協力をお願い致します。
5. 会場は、適宜窓を開け換気を行いますので、温度調整のしやすい服装でご出席下さい。

受講には、受付期間内の事前申込が必要です

開催日時 令和4年4月20日(水) 9:30~16:50 **【定員50名】**

開催会場 石川県地場産業振興センター 本館2階「第1研修室」

金沢市鞍月2丁目1番地 TEL:076-268-2010

1. 受付場所・期間

受付場所	受付期間	受付時間
石川県不動産会館 金沢市大豆田本町口46-8 Tel 076-291-2255	3月22日(火)	9:30~11:30
	3月25日(金)	13:30~16:00
南加賀事務所 小松市園町ニ1 小松商工会議所3階 Tel 0761-21-2181	3月22日(火)	13:00~16:00
能登事務所 七尾市本府中町レ部33-34 Tel 0767-52-0543	3月24日(木)	9:30~12:30

2. 申込み受付時にお持ちいただくもの

- ① 宅地建物取引士証交付申請書
- ② 使用料（手数料）納入票
- ③ 写真3枚（内1枚は①交付申請書に貼付）
- ④ 宅地建物取引士証（更新の方のみ）
※郵送申込の場合はご提出不要です。
- ⑥ 受講料等費用（右表の通り）

※ 石川県証紙は協会事務局で販売しております。

受講料	12,000円
取引士証交付手数料 (石川県証紙代金)	4,500円
合計	16,500円

<申込みについての注意事項>

※1：写真について

- ・高さ3.0cm、幅2.4cmのカラー写真(同一のもの3枚)。
- ・6ヶ月以内に撮影されたもの
- ・無背景で上半身、正面向、無帽のもの
- ・顔のサイズが小さすぎないもの（※右図参照）
- ・裏面に氏名、撮影年月日を記入
- ・インクジェットでの印刷及びスピード写真は、変色する為不可



※ 要件に合わない写真はお受付できませんのでご注意ください。

※2：申請書の記載内容に変更がある場合

- ・変更届の提出が必要です。また、同封の印字済みの申請書につきましては、該当箇所をご訂正いただくか、白紙の申請書にご記入いただきます。

※ 詳しくは別紙案内書をご覧ください。

3. 受講対象者

- ① 更新：宅地建物取引士証の有効期限が
令和4年4月20日から令和4年10月19日までの者
- ② 新規：法第18条第1項の規定による
石川県知事の登録を受けた者で宅地建物取引士証の交付を受けようとする者
- ③ その他、石川県知事以外の都道府県知事が特に必要と認めた者

4. 郵送での申込み方法

「2. 申込み受付時にお持ち頂くもの」の①～③を郵送いただき、受講料等費用16,500円を現金書留にて受付期間内必着で郵送、またはお振込み下さい。
(※振込手数料は申込者のご負担となります。)

郵送先	〒921-8047 石川県金沢市大豆田本町口46-8 (公社)石川県宅地建物取引業協会 法定講習会係 宛
振込先	北陸銀行金沢支店 普通預金2660930 (公社)石川県宅地建物取引業協会 シヤ)イカワケンタクチテモトリヒキキョウキョウカイ

5. 受講申込みのキャンセルについて

- ① 申込後、やむを得ず受講申込みを取り消す場合は、速やかにご連絡下さい。
(TEL: 076-291-2255)
- ② 一旦受領された県証紙(4,500円)については、理由の如何を問わず、**ご返却できません。**
- ③ 受講料(12,000円)については、準備の都合上、**令和4年4月19日(火)の午前中までに受講申込みを取り消す旨申し出があった場合に限り、ご返却できます。**

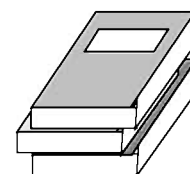
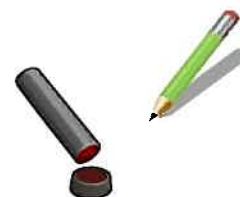
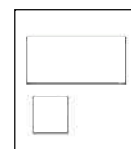
6. 取引士証交付日

- ① 受付期間内に申し込みをされた方
4月20日(水) 講習会場で即日交付
- ② 受付期間外に申し込みをされた方
受講日の約3週間後、石川県不動産会館で交付

7. 講習会当日にお持ちいただくもの

- ① 受講票 ※ 受付時に交付
- ② 筆記用具
- ③ 印鑑(認印) ※ 即日交付の方
- ④ 従前の取引士証 ※ 更新の方

- ※ 講習テキストは、当日お渡しいたします。
- ※ 昼食は、当方でご用意いたします。



8. 講習科目 ※ 法令については、過去5年間のもの

- ① 宅地建物取引士の使命と役割に関する事項
- ② 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関する事項
- ③ 土地及び建物についての法令上の制限に関する事項
- ④ 宅地及び建物についての税に関する法令に関する事項
- ⑤ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令並びに宅地及び建物の価格の評定に関する事項
- ⑥ 宅地又は建物の取引に関する紛争のうち代表的なものの処理の実例

9. その他 ～宅地建物取引業に従事していない方へ～

宅地建物取引士の登録は、取引士証の有効期限が切れた場合でも、取引士の登録自体が無効となることはありません。

したがって、現に宅建業務に従事していない方は、必ずしも取引士証の交付を受ける必要はありません。

宅建業務に従事するなど取引士証が必要となった場合は、法定講習を受講することで、取引士証の交付を受けられます。

本実施要領は、取引士証の有効期限が切れるまでご送付致します。

取引士証の有効期限が切れた後、再度取引士証が必要になった場合は、協会までお問合せ下さい。有効期限の切れた取引士証は速やかに返納して下さい。

～ 注意事項 ～

本講習会は、宅地建物取引業法第22条の2第2項又は第22条の3第2項の規定において準用する同法第22条の2第2項の規定による法定の講習会です。

したがって、遅刻・早退・中途退席は理由の如何を問わず認められていません。

また、お手洗いや体調不良等の理由以外による講習中の中座（電話や外出）も認められません。

中座、外出等により、受講要件を満たさないと判断した場合は、再度、別回の法定講習会を受講していただく場合もございますので、ご注意下さい。